

## 西之表市における食品ロス削減に向けた連携協定書

西之表市（以下「甲」という。）と、株式会社クラダシ（以下「乙」という。）は、食品ロス削減に向けた連携（以下「本連携事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源を活かし、食品ロス削減に対する意識の向上に加え、担い手不足による未収穫産品の解消及び食品ロス削減に向けた消費行動への変容を促すことを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互協力を行う。

- （1）本連携事業に関する周知・広報
- （2）乙が提供する「KURADASHI」の事業者に向けた普及啓発活動
- （3）その他甲乙間で協議して定める事項

### （連携期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

### （甲及び乙の役割分担）

第4条 本連携事業の実施にあたり、甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

- （1）甲の役割
  - ア 甲のホームページ、SNS その他の広報物、イベント等での情報発信
  - イ 事業者への情報提供
- （2）乙の役割
  - ア 甲の行政区域内における実績資料の提供
  - イ 甲が作成するホームページ、SNS その他広報物に使用するデータ等の提供及び事業者に対する広報及び普及啓発活動

### （費用負担）

第5条 前条の役割を実施するための負担は、甲乙それぞれが負うものとする。ただし、両者の役割として割り振られた事項以外で本連携事業を行う上で両者に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙が別途協議して役割分担及び費用負担の割合を決定するものとする。

### （第三者との類似の事業等）

第6条 本協定の締結は、甲又は乙が本協定に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業等を行うことを妨げるものではない。

### （禁止事項及び賠償責任）

第7条 乙が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの
- （3）企業の利益誘導のみに利用すること。

2 乙が取組を行ったことにより事故及び問題が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

### （協定の変更及び解除）

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、本協定を解除することができる。

3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

のとする。

- （1）計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - （2）役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - （3）構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - （4）第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - （5）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - （6）暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - （7）役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - （8）役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 4 本協定の解除に伴い、乙に生じた損害に関しては、解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は甲に賠償の請求を行わない。

### （著作権）

第9条 本連携事業に係る画像等作成物は、本連携事業の目的に支障がない限り、甲乙ともに広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

### （守秘義務）

第10条 甲及び乙は、第2条の相互協力により相手方から提出された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供し、開示し、又は漏洩し、若しくは第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。

### （個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

### （関係法令上の責任）

第12条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

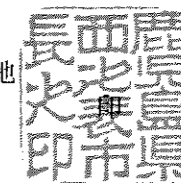
### （協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し質疑が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和3年1月21日

甲 鹿児島県西之表市 7612 番地  
西之表市長 八板 俊輔



乙 東京都品川区上大崎 3-2-1  
目黒センタービル 5F  
株式会社クラダシ  
代表取締役社長 関藤 竜也

